

「令和元年度第3回熊本市大規模小売店舗立地協議会」議事録（要旨）

I 日 時 令和2年1月15日（水） 10：30～11：10

II 場 所 熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

III 委員名簿 別添協議会資料のとおり

IV 事務局 熊本市 経済観光局 産業部 商業金融課

V 次 第

1 開会

2 議事

（審議事項）

（ア） ドラッグコスモス下南部店

（イ） ドラッグコスモス東町小学校前店

の新設届出に対する本市の意見案について

3 閉会

VI 協議結果概要

事務局より届出概要、住民等・学識経験者・関係各課からの意見・要望事項の提出状況、市意見案と考え方について説明し、協議を行った。

（ア）「ドラッグコスモス下南部店」に対する意見について

〔事務局説明〕

- 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意見はなし。
- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。

(1) 交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2) 騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

(3) 緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動を検討すること。

(4) 本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

●コスモスの店舗はピンクや緑等派手なものもみられる。景観という観点からこういった指導を行っているのか。(磯田委員)

●景観については自分も気になっていた。まず、これからは建物の外観がわかるようなカラーの資料を用意していただきたい。また、近年では中小規模の商業施設の乱立が見られる。そのような中で設置者にはぜひ、街並みや市民生活に調和した建物を作っていくよう指導していただきたい。(荒井委員)

〔回 答〕

・熊本城や水前寺等の重点地区以外を直接規制するのは難しく、強く指導していくのは難しいのが現状。景観については届出の際等に、色彩のガイドライン等に基づいて、このような色はどうか、といった形で個別に指導をしていきたい。(都市整備景観課)

・資料について、届出時点で建物の色が明確でない場合は、着色した立面図の提出を依頼している。今回は提出が間に合わなかったが、次回以降も提出を求めていく。(事務局)

→資料は出来るだけ早く出して頂くとありがたい。(磯田委員)

→この件を改めて留意事項へ加えるかどうかについてはいかがか。(部長)

→留意事項というよりも、今後行っていく指導の方針にして頂ければと思う。(荒井委員)

〔総 括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本日配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することといたします。

(イ)「ドラッグコスモス東町小学校前店」に対する意見について

〔事務局説明〕

● 大規模小売店舗立地法の目的及び配慮すべき指針を勘案した結果、届出に対する市の意

見はなし。

- ただし、学識経験者及び関係各課の指摘内容に対する設置者の対応を踏まえ、以下4点の留意事項を付記。

(1)歩行者等、周辺道路の安全には十分に配慮し、交通渋滞等周辺道路に影響を及ぼす状況が生じた場合には、速やかに関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。

(2)騒音に関する苦情等が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、発生源対策を含め誠意を持って対応すること。

(3)緑化については、開店後においても通行者への安全対策を十分に講じた上で、樹木の植栽を含む緑化活動を検討すること。

(4)本市の「大型店の立地に関するガイドライン」に沿って、一定規模未満の大型店に対して求めている地域貢献について自治会や商工会等、地元の意見収集に積極的に取り組むこと。

〔質 疑〕

- 自転車の収容台数はどのようにして決められているのか。(磯田委員)

〔回 答〕

- ・自転車の収容台数は、同規模の類似店舗に一日何台くらい来るのかという形で算出する。自転車についても大店法の指針による台数があるが、熊本市に適用すると過大な数字となることが多い。よって現状は、同規模の類似店舗を参照し、現実の必要台数+ α を収容台数としている。(県警)

- 本件は住宅地にありますが、交通面で気を付けるべき点はないか(磯田委員)

〔回 答〕

- ・近くに学校もあり、通学路に位置すること、また近隣に団地もあることから、歩行者等には一層の配慮が必要だと考える。その為、本件の留意事項には「歩行者等、周辺道路の安全には十分に配慮し、」という文言が添えてあるのだと理解している。(県警)

- 緑化の面積は基準値を満たしているのか。(磯田委員)

〔回 答〕

- ・基準値は満たしている。開業後にどういった緑化がなされたか確認を行い、次回改めて報告を行う。(事務局)

〔総括〕

本件について、市の意見はなし。

また留意事項としては本支配布しております意見案に記載の内容を設置者へ通知することといたします。